



フランス実務情報

2008年1月号

2008年度予算法 ゼガ - 直子

在仏日本商工会議所

無断複写はご遠慮下さい
Reproduction Interdite

2008年1月



Experts Comptables – Commissaires aux Comptes

76, rue de Monceau 75008 Paris
Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 – Fax 33 (0) 1 42 9493 29
E-mail : contact@caderas-martin.com

【2008年度予算法】

2008年度予算法及び修正予算法が発表されました。その主要点を以下にまとめてみます。

1. 法人税の税率

2007年1月1日以降終了の事業年度から、法人税（IS = Impôt sur les Sociétés）の税率は変更なしで、33.33%と定められています。

以前に存在していた付加税は廃止されます。ただし 763,000 ユーロ以上の法人税を払う企業においては3.3%の社会保険補填税がかかります。

ご参考までに2004年より、欠損金の繰越は無期限で可能になりました。

II. 試験研究タックスクレジット (C.I.R)

産業及び商業を営む企業は以下のタックスクレジット（税額控除）が享受できることになっています。

過去 2 年間の平均と比較した研究費より増加した金額の 40%
暦年に於ける研究費の 10%

一つの企業における年間タックスクレジット額の 2007 年度の上限は 16M ユーロです。

2008 年において、予算法では以下の点が予定されています。

タックスクレジットの上限を撤廃すること
研究費の 100M ユーロまでは、30%の税額控除率を適用し、それ以上の金額に対しては、5%の控除率にとどめる。

さらに、試験研究タックスクレジットは研究開発に関する費用の支出額面のみを取り上げて計算され、研究拡張に伴う費用は考慮しません。

また、企業が始めて試験研究タックスクレジットの恩恵を受ける場合は、初年度 50%、2 年目は 40%の割増率適用となります。

さらに、税額控除の法律上の安全性を強化するために、申請に関する税務調査の対応は売上高に関係なく、申請が企業の研究費に対するタックスクレジットの適用である際は、企業の研究計画全般に渡って考慮されるものとなります。

同様に企業は、試験研究タックスクレジットの適用について、研究・開発プロジェクトに当該資格があるかどうかを行政当局に対して照会することが可能です。

行政当局の回答期限は、3 ヶ月をもってなされます。万一、回答がない場合は承認とみなされます。しかし申請はあくまでも、研究・開発オペレーションが開始される以前に行われなければなりません。

2008 年 1 月 1 日以降、投入された研究費に対して適用となります。

この措置を通し、フランスにおける研究活動がさらに魅力的になることでしょう。

また本件はフランスでの特許収入における課税削減適用制度（2008 年予算法による、譲渡キャピタルゲインの範囲を拡大した特許権の譲渡額の 15%課税）とも関連して配慮されています。

III. 有価証券

投資有価証券（不動産優先企業 SPI の有価証券を除く）は 2007 年 1 月 1 日以降開始される会計年度より得られたキャピタル・ゲインに対して（割当金やキャピタルゲインの 5%負担金を支払う条件で）もはや課税対象とはなっておりません。

この措置によりフランスにおいてホールディングを設立するメリットが強化されます。

IV. 不動産優勢企業（SPI）の税務制度の見直し

SPI の証券譲渡は、証券が最低 2 年間保持されている場合、長期キャピタルゲイン・ロス制度の適用を受け、15%の軽減率による法人税の課税対象となります。

不動産資産の譲渡の税務制度を簡略化して統一するために、本予算法では、一般法の条件の下、SPI（非上場）の証券譲渡に課税することが決められています。企業が現在直接保持している物件の場合は、33.33%の法人税となります。

この措置は 2007 年 9 月 26 日以降実行された譲渡に対して適用となります。
ユーロ)

V. 定額法人税（IFA）

2008 年 1 月 1 日より発生する定額法人税(IFA = Impôt Forfaitaire Annuel)に対して、課税対象区分は変わりません。

2006 年より、定額法人税は従来のように法人税からの控除とは認められず、利益からの控除可能な税として扱われることになることになっております。

2008 年度の定額法人税額は以下ようになります。

売上高（税抜き）		税額
400 000 €	- 749 999 €	1 300 €
750 000 €	- 1 499 999 €	2 000 €
1 500 000 €	- 7 499 999 €	3 750 €
7 500 000 €	- 14 999 999 €	16 250 €
15 000 000 €	- 74 999 999 €	20 500 €
75 000 000 €	- 499 999 999 €	32 750 €
500 000 000 €	以上	110 000 €

VI . 付加価値税 (TVA)

普通税率	19.60%
軽減税率	5.50%
超軽減税率	2.10%

従来どおり3つの税率が存在し、2008年も、その税率に変化はありません。

VII . 給与税

給与税 (Taxe sur les Salaires) は、原則としてTVAの課税対象となっていない企業 (駐在員事務所や団体等) が従業員に支払った給与にのみ適用されます。

2008年度もベースになる給与額が以下のように前年度比1.3%引上げられます :

年次グロス給与額	税率
7 250 € 以下	4.25%
7 251 € - 14 481 €	8.50%
14 482 € 以上	13.60%

VIII . 2007 年度個人税制関連

1 . 所得税 (IR)

2007年の課税所得額の区分は物価上昇(タバコを除く)に伴って1.3%引き上げられます。

2007年度所得税(IR)の税率は5.5%から40%まで、5段階の課税所得に分れます。それぞれの区分は以下の通りです。

課税所得 (単身者1人につき)	税率
5 687 € 以下	0
5 688 € - 11 344 €	5.50%
11 345 € - 25 195 €	14.00%
25 196 € - 67 545 €	30.00%
67 546 € 以上	40.00%

2. 富裕連帯税 (ISF)

富裕連帯税 (ISF = Impôt de Solidarité sur la Fortune) に対する最低課税対象額は予想されるインフレ率に相当する 1.3% をもって引き上げられ、新しい金額は 770 000 € となります。

さらに、2007 年 8 月 22 日発効の TEPA 法では、以下の点を取り上げています。

中小企業への出資 (出資額の 75% まで) による富裕連帯税の支払が認められる。

税務調査の時効期限が 6 年 (以前は 10 年が時効期限)

50% の「税の盾」といわれる措置は、個人が支払うべき税金、つまり個人所得税、ISF 富裕連帯税、持家における地方税、及び社会保険税 (一般社会保険税 CSG と社会保険赤字補填税 CRDS) などの合計金額が、個人収入額の 50% を越えて課税されない、ということをも認めたものです。

3. 配当金

2008 年より個人が受取った配当金は、受取った金額の 18% が税金として天引きされる制度の適用がオプションとして可能になります。

配当金における社会保険税の支払 (11%) は配当の際に、支払先の機関から源泉徴収されます。

4. 有価証券のキャピタルゲイン

2008 年 1 月 1 日より個人によってなされた譲渡に対して、次のようになります。

- 有価証券譲渡のキャピタルゲインにおける課税率及び社会保険税の支払は、18% となります。(前年までは 16%)
- 課税対象の上限は 25.000 ユーロに定められています。(前年までは 20.000 ユーロ)

5. 持家における借入金の利息

2007 年 8 月 22 日発効の労働・雇用・購買力のための法 (TEPA 法) は、持家を手に入れるための借入金を申請する納付者に対して控除措置を設けています。

減税率は返済初年度に支払われた利息に対して40%まで減額となります。

借入金利息の金額20%まで(一夫婦に於ける年間利息の最大金額は7,500ユーロ)、返済期間の最初の4年にわたり同様の減税が適用となります。

*

*

*

2007年8月22日発効のTEPA法と今回の予算法から特記すべき点は、下記の通りです。

企業に関して

- 試験研究タックスクレジットの優遇措置強化
- 投資有価証券譲渡におけるキャピタルゲインの免税

個人に関して

- 税務優遇諸措置：相続・寄付金に関する税、富裕連帯税、持家における借入金の利息、配当金、及び有価証券のキャピタルゲイン
残業手当が個人所得税から免税となり、社会保障費負担額の軽減対象